

## 第2 動物医薬品販売業

### 5 動物用医薬品卸売販売業

(11) 医薬品のサンプルのみを取り扱う卸売販売業(以下「サンプル卸」という。)の営業所又は体外診断用医薬品のみを取り扱う卸売販売業(以下「体外診断薬卸」という。)の医薬品営業所管理者については、当該営業所の医薬品営業所管理者として業務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められるときは、他のサンプル卸又は体外診断薬卸の医薬品営業所管理者を兼務することに関し、法第35条第4項の許可を与えて差し支えない。その他医薬品営業所管理者の兼務を許可する場合にあっては、次に掲げる要件全てに適合するものであることが望ましい。

ア 同一卸売販売業者又はその子会社の営業所間の兼務であること

イ 分割販売を行っていないこと

ウ 麻薬、覚醒剤原料、向精神薬を取り扱っていないこと

エ 医薬品営業所管理者が実施すべき業務について文書化し、当該管理者不在時に代行者を任命する等、管理が十分できる体制であること。